

# 薬のことで困っていませんか?



薬剤師がご自宅へ  
伺います!



薬剤師の訪問サービスをご希望の方は...

島根県  
薬剤師会  
ホームページ

在宅薬局  
検索  
システム

あなた  
のお近くの  
在宅薬局

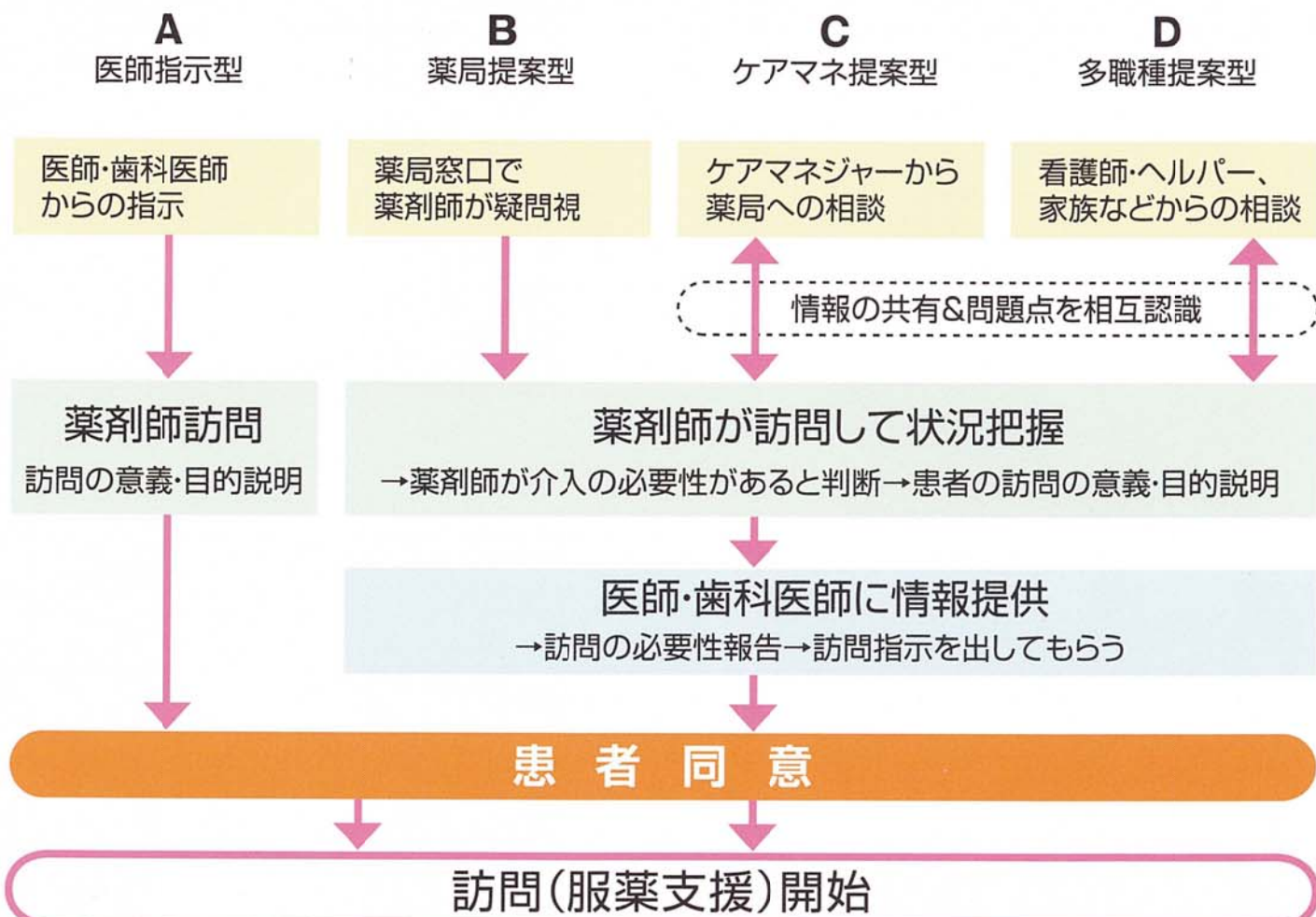
ケアマネさん・看護師さん・ヘルパーさん・ご家族さん  
ご相談ください。

<http://www.simayaku.or.jp/>

島根県薬剤師会

# 居宅療養管理指導を 利用してみませんか？

## 居宅療養管理指導開始までの流れ



まず

あなたの  
お近くの  
在宅薬局

へお電話ください。



**居宅療養管理指導(介護保険)及び  
在宅患者訪問薬剤指導料(医療保険)【平成26年4月現在】**

	<b>【介護保険】 (介護予防)居宅療養管理指導費</b>	<b>【医療保険】 在宅患者訪問薬剤管理指導料</b>
<b>薬局の 薬剤師</b>	月4回まで、1回あたり 1)在宅での療養を行っている患者(居住系施設入居者を除く)の場合 503単位 2)居住系施設入居者等 352単位	月4回まで、1回あたり 1)在宅での療養を行っている患者(同一建物居住者を除く)の場合 650点 2)同一建物居住者 300点
<b>病院又は 診療所の 薬剤師</b>	月2回まで、1回あたり 1)在宅での療養を行っている患者(居住系施設入居者を除く)の場合 553単位 2)居住系施設入居者等 387単位	月2回まで、1回あたり 1)在宅での療養を行っている患者(同一建物居住者を除く)の場合 650点 2)同一建物居住者 300点
<b>麻薬加算</b>	100単位	100点
<b>基本項目</b>	※算定する日の間隔は6日以上あけること  ※ガン末期および、中心静脈栄養法の対象患者:1週に2回かつ1月に8回を限度 (病院又は診療所の薬剤師にあっては算定不可)	